

「福島県事業再開・帰還促進事業」に係る事業計画募集要領

福島県では、原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象である12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)において事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的として、市町村が各自の事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組等を支援するため、標記事業を実施しています。

このたび、次のとおり事業の実施を希望する市町村を募集しますのでお知らせします。

1 事業実施主体（交付対象者）

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（以下「実施要領」という）第1及び福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という）第1条に規定する12市町村のうち、令和3年4月1日時点で、特定復興再生拠点区域を有する6市町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）及び特定復興再生拠点区域を有しない市町村のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅な事業縮小を余儀なくされた2市町（南相馬市、広野町）

2 補助対象事業の内容

(1) 事業の名称

福島県事業再開・帰還促進事業

(2) 事業の内容

実施要領第4の1及び交付要綱第2条に規定する以下の事業

① 帰還時必要物品等に係る割引実施事業（事業1）

住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部を補助するもの

② プレミアム付事業再開・帰還促進券事業（事業2）

需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部を補助するもの

③ 集客効果を高めるイベント事業（事業3）

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部を補助するもの

④ 事務的経費（事業4）

事業1から事業3を実施するのに必要な市町村における事務的経費の一部を補助するもの

(3) 補助対象者及び補助金の交付額

実施要領第4の2及び交付要綱第2条に規定する経費

(4) 事業実施期間

令和6年度に実施する事業を対象とする。

3 手続等に関する事項

(1) 全体スケジュール

令和6年 6月20日（木）	事業実施申請書類の提出期限
7月上旬	交付先選定委員会の開催及び審査 ※開催日は、別途、通知します。
7月下旬	選定結果通知
8月中旬	経済産業省事前承認
8月中旬	交付決定（変更交付決定）

(2) 事業実施申請書類の受付等

ア 提出期限

令和6年6月20日（木）17時まで（必着）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先

福島県企画調整部避難地域復興局原子力損害対策課

メールアドレス：songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp

エ 提出書類

- 事業交付金交付申請書（第1号様式）
※今年度新規申請の場合
- 事業変更承認申請書（第2号様式）
※事業の追加（変更）の場合
- 事業計画書（第1号様式 別紙1）
- 事業収支予算書（第1号様式 別紙2）
- 事業実施計画書（個票）（様式2）
- 見積・経費明細書（様式3-1, 3-2, 3-3）
※該当するもの
- 事業実施計画書（全体計画）（参考資料）
※交付金事業が令和6年度で終了する市町村は作成不要です。
- その他参考資料等

4 事業実施申請書類の作成に係る留意事項等

(1) 令和6年度事業変更承認申請書（第2号様式）

事業の変更理由、変更内容は1事業ごとに具体的に記載すること。

- (2) 令和6年度事業計画書、事業収支予算書（様式1号様式 別紙1, 別紙2）
事業の追加（変更）の場合、事業の追加（変更）後の全内容を記載すること。

- (3) 令和6年度事業実施計画書（個票）（様式2）

実施を予定する事業について、事業ごとに作成すること。

ア 「対象事業名」及び「所要額」について

事業は、実施要領第4の1及び交付要綱第2条に示す取組事業（前記2の(2)の①から③）のうち、市町村が実施する事業（実施事業は全事業でも1事業だけでも可）について記載すること。

イ 「事業実施内容」について

令和6年度に実施する事業の内容が具体的に分かるようにすること。

また、事業内容の記載に当たっては、「5 交付先の選考方法等(2)選考基準の主な概要」を参照の上、事業実施スキーム（直営・委託等の別、実施体制、取組の対象となる事業者（店舗）及び住民（帰還者、避難者）の数、金額の規模等の見込み）の他、本事業の主目的である事業者及び住民の帰還を促進するための地域の実情等を踏まえた工夫点等が盛り込まれた取組となるよう留意の上作成をすること（例えば、プレミアム付事業再開・帰還促進券事業の実施に当たり、避難指示が解除されたばかりの区域の住民に対して、他地区よりもプレミアム率を高めに設定する等）。

以上の他、実施要領、交付要綱及び事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針の規定等に留意の上、作成をすること。

ウ 「事業実施スケジュール」について

周知、広報作業等を含め、具体的な準備スケジュールを記載すること。

エ 「事業効果を上げるための他の取組事業等との連携等の有無と内容」について

本事業の実施と併せて、更なる事業者、住民の帰還促進等につながる他事業、支援施策などがある場合には、具体的に記載すること。

オ 「事業者及び住民の現在数及び事業再開、帰還見込等」について

平成23年3月11日時点の事業者数及び住民数と、事業申請時点（令和6年6月）の事業者数及び住民数を比して、事業実施後（令和7年度末）の事業者及び住民の帰還率を見込んで記載すること。

カ 「事業実施により期待される効果」について

取組を実施することにより、事業者の事業再開や住民の帰還がどの程度進むのかなどについての見込み等を記載すること。

(4) 見積・経費明細書（様式3－1、3－2、3－3）

対象事業ごとに作成すること。なお、積算根拠等、見積の詳細については、別紙見積として添付すること。また、当該様式については対象事業ごとに様式を準備しているので、該当するものを使用すること。

(5) 事業実施計画書（全体計画）（参考資料）

事業実施申請及び採択は単年度の整理で行うが、採択に当たっては全体計画を参考とするため、現時点で実施を予定する事業について、内容等、各年度の事業費及び所要総額（単位は千円）を記載すること。

なお、令和7年度以降に実施を計画する事業について詳細が未定の場合は、概要及び概算の事業費を記入して差し支えない。

5 交付先の選考方法等

(1) 選考方法

県が設置する交付先選定のための選定委員会において、市町村担当者によるプレゼンテーション及び事業実施申請書等に基づき選考の上、決定する。

(2) 選考基準の主な概要

ア 趣旨

事業の目的や実施内容が、地域、事業者及び住民等の課題や実情等が踏まえられ、妥当なものとなっているか。

イ 事業効果

事業の実施により、地域の需要が拡大し、事業者の事業再開や住民の帰還促進等が期待されるものとなっているか。

ウ 実効性

経費の積算・見積額が適正であり、事業実施に必要な体制が妥当なものとなっているか。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知する（3(1)全体スケジュールを参照）。

交付先に選定された市町村は、交付要綱の規定に基づき交付申請手続を行うこととなる。なお、申請手続等の詳細については、別途、通知する。

<事務担当>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部避難地域復興局

原子力損害対策課 (担当 主事 佐藤)

TEL : 024-521-7103

メール : songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp